

# シティプロモーション推進業務仕様書

## 1. 総 則

### 1 適用範囲

本仕様書は「シティプロモーション推進業務」(以下、「本業務」という。)に適用する。

### 2 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

### 3 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得たときはこの限りではない。

### 4 秘密の保持

- (1)受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2)本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

### 5 個人情報の保護

本業務の遂行上知り得た個人情報の取り扱いについては、当該情報の漏洩、滅失等に特段の配慮を払うと共に長岡京市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。

### 6 検査について

受託者は本業務完了後、成果品を速やかに本市に納品しその検査を受けなければならない。ただし、受託者の責めに帰すべき事由及び市の検査により不当であると認められる場合は、その内容の訂正、修正等を行わなければならない。

### 7 疑義等について

本仕様書の定めのない事項またはその内容について疑義が生じた場合は、本市及び受託者で協議し定めるものとする。

## 2. 業 務 内 容

- 1 委託業務名 シティプロモーション推進業務
- 2 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- 3 履行場所 長岡京市

### 4 業務内容

シティプロモーションガイドライン及び第2期展開計画に掲げる交流・関係人口の獲得、定住人口の増加を図るために、市外に向けた本市の魅力を発信することを業務とする。当該年度においては、①市の魅力発信サイト「SENSE NAGAOKAKYŌ」と連動した、デジタルプロモーションの強化 ②ふるさと納税等を通じて築いた関係人口を活用したプロモーションを予定。

これらが最大限の効果を得られるよう、適切なタイミングで各種媒体を活用し、情報発信及びそのコーディネートを行う。また、上記以外の事業の企画検討、情報発信を行うものについて、適宜相談を受け付け、必要に応じてアドバイスを行う。

- (1) シティプロモーションガイドライン及び第2期展開計画に沿って行う市のシティプロモーション事業のコーディネート
- ア 事業の展開について総合的なコーディネートを行い、指標設定及び事業計画をはじめ、適宜助言・提案を行う
  - イ 上記業務内容を推進するため、広報発信課の他、事業担当課等との会議・打ち合わせを行う（オンライン可）
  - ウ 必要に応じて、著名人や団体・法人とのコラボレーション企画、誘致、折衝等の渉外活動を行う
  - エ 必要に応じて、市職員又は関係団体に対する講演・研修を実施する
  - オ その他、業務遂行上必要となるデータ収集、先進地事例の調査、補助・助成制度の調査等の情報収集を行う
- (2) 事業の効果的な情報発信
- ア 事業が最大限の効果を得られるよう、それぞれの事業毎に適切なタイミング、情報媒体による情報発信を提案・実施する
  - イ 有料広告を活用する場合は、その手配・実施を行う
  - ウ 有料広告の各事業への配分については発注者と協議の上、決定する
  - エ その他事業をブラッシュアップするために必要な経費は本業務に含む

(3) その他各種事業へのアドバイス

- ア 上記以外の事業の企画検討、情報発信を行うものについて、適宜相談を行う
- イ 必要に応じて、その他各種事業推進のためのアドバイスを行う

### 3. 成 果 物

受託者は、本業務が終了したときは、下記の成果品を納品するものとする。

(1) 成果品一覧

- ・業務の進捗及び実施報告書（月次）
- ・業務報告書（事業計画、結果、分析等）
- ・有料広告等の実施報告
- ・その他本業務に関する資料一式

(2) 成果品の納品について

成果品の納品にあたっては、下記の事項に留意すること

- ・電子データ(CD-R または DVD-R で 2 部)で納品すること
- ・市販されているソフトウェアで編集可能な形式（Microsoft office 及び Adobe illustrator・InDesign 等。Just Systems 一太郎は除く）または PDF データで納品すること

(3) 成果品の利用及び著作権

ア 受託者は、長岡京市に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む）を譲渡するものとする。ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。

イ 長岡京市は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。

ウ 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。